

初期加算（Ⅰ）		67円/日	急性期医療機関の一般病棟から入院後30日以内に入所した場合に加算されます。
初期加算（Ⅱ）		33円/日	入所日から30日以内の期間に加算されます。
夜勤職員配置加算	◎	27円/日	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算	◎	25円/日	介護職員体制が基準を満たしている場合に加算されます。
短期集中リハ実施加算（Ⅰ）		285円/日	入所日から3月以内の期間について週3回以上リハビリテーションを実施し、評価結果等の情報を厚生労働省に提出した場合に限り加算されます。
短期集中リハ実施加算（Ⅱ）		221円/日	入所日から3月以内の期間について週3回以上リハビリテーションを実施した場合に限り加算されます。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	◎	36円/月	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって当該情報を適切かつ有効に活用している場合に加算されます。
外泊時加算		400円/日	外泊された場合は、外泊初日と最終日以外は施設サービスに代えて加算されます。
外泊時加算（在宅サービス利用）		884円/日	外泊時に在宅サービスを利用された場合は、外泊初日と最終日以外は施設サービス費に代えて加算されます。
再入所時栄養連携加算		221円/回	入院し施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、再入所後の栄養管理の調整を行った場合に加算されます。
退所時情報提供加算（Ⅰ）		553円/回	退所後の療養について指導や情報提供を行った場合に加算されます。
退所時情報提供加算（Ⅱ）		277円/回	
入退所前連携加算（Ⅰ）		663円/回	
入退所前連携加算（Ⅱ）		442円/回	
試行的退所時指導加算		442円/回	
訪問看護指示加算		332円/回	
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）		497円/回	入所前に入所者の居宅を訪問し、早期退所に向けた施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）		530円/回	
安全対策体制加算		23円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていると加算されます。

協力医療機関連携加算 (R7.3.31まで)	111円/月	協力医療機関が指定の要件を満たしている場合に加算されます。
協力医療機関連携加算 (R7.4.1以降)	56円/月	
退所時栄養情報連携加算	77円/回	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者で管理栄養士が、退所先の医療機関に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。
療養食加算	7円/食	医師の指示に基づく療養食を摂られた場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	13円/日	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に加算されます。
経口維持加算 (Ⅰ)	442円/月	摂食機能障害を有し、誤嚥リスクが認められる方に対し特別な管理を行った場合、その状態に応じ加算されます
経口維持加算 (Ⅱ)	111円/月	経口維持加算Ⅰを算定している場合であって、入所者の食事の観察、会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、または言語聴覚士が加わった場合に加算されます。
経口移行加算	31円/日	経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合に加算されます。
緊急時治療管理加算	572円/回	重篤な状態になった時に処置などを行った場合、1月に1回、連続する3日を限度として加算されます。
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	100円/月	歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合に加算されます。
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	122円/月	口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用した場合に加算されます。
所定疾患療養費 (Ⅰ)	264円/回	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、心不全などの疾病を発症し、施設内で投薬、検査、注射、処置などをおこなった場合に、1月に1回、連続する7日を限度として加算されます。
所定疾患療養費 (Ⅱ)	530円/回	(Ⅰ)の要件に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に、1月に1回、連続する10日を限度として加算されます。

在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)			利用者の在宅復帰や在宅療養を支援するために、介護老人保健施設が持っている機能を評価する加算です。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅱ)			
ターミナルケア加算（死亡日45日前～31日前）		79円/日	医師が回復の見込みがないと判断した場合は、左記の料金が加算されます。
ターミナルケア加算（死亡日30日前～4日前）		177円/日	
ターミナルケア加算（死亡日前々日、前日）		1005円/日	
ターミナルケア加算（死亡日）		2099円/日	
排泄支援加算（Ⅰ）	◎	12円/月	入所時に要介護状態の軽減が見込めるかの評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出。排泄支援にあたってフィードバックを活用している場合に1月に1回加算されます。
排泄支援加算（Ⅱ）		17円/月	入所時より排尿・排便のどちらかの状態が改善し、いずれにも悪化がない場合に1月に1回加算されます。
排泄支援加算（Ⅲ）		23円/月	（Ⅰ）（Ⅱ）の要件に加え、オムツ使用ありから使用なしに改善している場合に1月に1回加算されます。
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	◎	67円/月	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報（Ⅱ）は加えて疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出し、フィードバックを活用している場合に、1月に1回を限度として加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		111円/月	介護現場の生産性向上へ向けた委員会を設置し、ICT等を活用して業務効率の改善を図ることで加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		12円/月	

◎の項目は、基本的に算定します。その他加算項目は該当する場合に算定します。